

協働のまちづくり推進に向けて
みなさんの市民活動を応援します

常陸太田市市民活動保険



常陸太田市では、市民活動団体によるさまざまな公益的活動が行われています。しかし、このような活動も偶然の事故やケガなどの危険を伴うときがあります。

『常陸太田市市民活動保険』は、市民活動団体のみなさんが安心して地域活動や市民活動に取り組めるよう、活動中の事故やケガに対して一定の水準の補償を行う制度です。

常 陸 太 田 市

1 対象となる市民活動

- ◇自主的に構成された市民活動団体や自治会が無報酬で行う公益性のある活動
(交通費など実費弁償は無報酬とみなします)
- ◇市が主催または共催で行う市民活動に類する事業または行事で、市民活動団体が無報酬で参加する活動



2 対象となる団体・人

- ◇常陸太田市民を主な構成員とし、市内に活動の拠点があり、対象となる活動を行う団体（5名以上で構成）およびその参加者。 ※イベント・行事等の単なる観覧者や応援者は対象になりません。

3 登録手続きについて

市が保険会社と契約するため、保険料は全額市が負担します。

事前の登録が必要となりますので、「市民活動団体登録届」に必要事項（代表者、活動内容、名簿など）を記入の上、市民協働推進課 市民協働推進係（市役所 2 階）まで提出してください。登録届は市民協働推進課または各支所にあります。

市民活動ネット <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/index.php?code=1072> からダウンロードできます。

4 補償の種類と内容

- ◇傷害補償・・・市民活動中に発生した急激かつ偶然な事故で、活動者が死亡または負傷した場合に補償します。



区 分	補償限度額	内 容
死 亡	300 万円	活動中の事故を原因として、事故の日から 180 日以内に死亡したとき
入 院	1 日につき 3,000 円	活動中の事故を原因として、入院治療を受けたとき（事故の日から 180 日を限度）
通 院	1 日につき 2,000 円	活動中の事故を原因として、通院治療を受けたとき（事故の日から 180 日以内の通院で 90 日を限度）
後遺症障害	9～300 万円	活動中の事故を原因として、事故の日から 180 日以内に後遺障害を生じたとき障害の内容に応じて補償

- ◇賠償責任補償・・・市民活動中の活動者の過失により、第三者の身体や財物などに損害を与え、法律上の賠償責任を負うときに、賠償額の範囲内で補償します。

区 分	補償限度額	内 容
身体賠償	1 人につき 1 億円 1 事故につき 3 億円	第三者の身体に損害を与えたとき
財物賠償	1 事故につき 500 万円	第三者の財物に損害を与えたとき
保管賠償	1 事故につき 500 万円	第三者からの預かり品等に損害を与えたとき

5 対象となる活動の例



- ◆町会・自治会活動 例) 町内清掃や除草作業, 廃品回収
- ◆防犯活動 例) 自警団, 子どもの登下校見守り活動
- ◆交通安全活動 例) 立哨活動, 交通安全運動, 交通安全啓発活動
- ◆社会福祉活動 例) 福祉施設慰問, 高齢者訪問, 送迎ボランティア, 配食サービス
- ◆児童・青少年健全育成活動 例) 夜間パトロール, 多世代交流活動
- ◆防火・防災訓練活動 例) 自主防災会
- ◆環境保全活動 例) 森林や河川の保全, 花いっぱい運動, ごみ減量推進
- ◆災害復旧ボランティア活動



など

? ただし, 次の活動や事故は対象となりませんのでご注意ください。

対象にならない活動

- ◇政治・宗教・営利・親睦を目的とする活動や, 個人的な趣味の活動
- ◇学校や職場の行事として行う活動(部活動を含む)
- ◇高所での枝打ち作業やチェーンソーを使用した作業など危険度の高い活動
- ◇山岳救助, 海難救助など緊急時での活動
- ◇銃器を使用した害獣駆除等の活動

対象にならない事故等

<障害補償>

- ◇故意, 自殺, 犯罪, 闘争による事故
- ◇戦争, 暴動, 労働争議などの政治的または社会的騒乱による事故
- ◇地震, 津波, 洪水などの天災による事故
- ◇無資格運転, 酒酔い運転による事故
- ◇山岳登山, ハングライダー搭乗など危険な運動による事故
- ◇心筋梗塞, 脳梗塞などの疾病, 心神喪失による事故
- ◇むちうち症や腰痛など他覚症状の無いもの

<賠償責任補償>

- ◇故意による事故
- ◇政治的または社会的騒乱による事故
- ◇天災による事故
- ◇同居の親族に対する事故
- ◇施設の建設, 改築, 修理または取り壊しなどの工事による事故
- ◇航空機, 昇降機, 動物による事故
- ◇交通事故などの自動車による事故

? 次の活動については, 指導や運営に関わる方のみが対象となります。参加者は対象となりませんのでご注意ください。

- ◇各種スポーツ大会・スポーツ少年団等のスポーツ活動
- ◇まつりや運動会, ハイキングなど, レクリエーションを目的とする活動



6 事故が起きたときは

- 1) 速やかに市民協働推進課（TEL 72-3111 内線 217・218）までご連絡ください。
- 2) 団体の代表者から所定の事故報告書を提出していただきます。
※事故報告書には、事故の発生時間・場所・状況・事故を証明できる人の氏名・連絡先などを記入していただきます。
- 3) 審査委員会で事故内容を審査し、要件を満たしていれば保険が適用されます。
- 4) 傷害補償の場合は入院や通院による治療が終了した後、また賠償責任補償の場合は訴訟・示談など賠償責任が確定した後に、所定の請求書を添付書類とともに提出していただきます。
- 5) 保険金は当事者が指定する口座へ、保険会社から直接振り込まれます。

◆請求書と一緒に提出いただく書類◆

- ・診察券のコピー（または領収書のコピー）
- ・保険金が10万円を超える場合は診断書が必要となります。



◆万一来てて◆

連絡をいただいた後に、「その事故が保険の対象となる活動中の事故であったことを客観的に確認できる書類」の提出をお願いする場合があります。万一来た場合に手続きがスムーズに行えるよう、普段の活動時から、事業計画書などを備えておいてください。

7 市民活動保険の利用にあたって

この保険制度は、市民活動におけるすべての事故を対象とするものではありません。例示したものの他にも、対象となる活動や事故・対象とならない活動や事故がありますので、日ごろ行っている活動が市民活動保険の対象になるか、事前に確認されることをおすすめします。

詳しくは市民協働推進課まで
お問い合わせください。
市ホームページでも確認いただけます。



常陸太田市役所 市民協働推進課 市民協働推進係
〒313-8611 茨城県常陸太田市金井町 3690
電話 0294-72-3111（内線 217・218）
市ホームページ <http://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/>
「リンク」→「市民活動ネット」よりお入りください。